



# 放送を巡る規制改革について

---

令和3年4月13日  
総務省  
情報流通行政局

# 規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定) を受けた検討状況について (No.12abc)

事項名 放送事業者によるインターネット配信の推進

- NHKによるインターネット常時同時配信等について、地域情報の発信の重要性に鑑み、地方向け番組の提供の計画を具体化する等、現行の全国配信の枠組みのもと、地方向け放送番組の配信を積極的に行うよう、NHKに対して促す。
- NHKが保有する映像資産について、無料配信される番組数及び有料配信される番組数や配信対象の選定基準や考え方を明確化し公表することに加え、無料配信される番組を充実させる取組を、NHKに対して促す。
- 新型コロナウイルス感染症への対応として、教育機会の確保に資する取組として、例えば、NHKが新たに著作権処理を必要としない映像資産について「NHK for school」へのコンテンツのダウンロード機能を追加する等のニーズを踏まえた提供に向けた取組の実施や、観光等の経済回復に資する映像素材の積極的な充実を、NHKに対して促す。

- 公共放送の在り方に関する検討分科会のとりまとめについて  
(日本放送協会あて情報流通行政局長名文書(令和2年6月30日))(抜粋)

今般、総務省において開催する「放送を巡る諸課題に関する検討会 公共放送の在り方に関する検討分科会」において、「三位一体改革推進のためNHKにおいて取組が期待される事項(以下「本文書」という。)」が、別添のとおりとりまとめられました。

本文書は、有識者の意見を踏まえ、貴協会の業務・受信料・ガバナンスの三位一体改革を推進するために、具体化が期待される事項が盛り込まれており、総務省としても、放送法(昭和25年法律第132号)第71条の2第1項に基づき協会において策定される中期経営計画の検討等に資するものと考えております。

つきましては、本文書を貴協会に送付いたしますので、今後の検討の参考としていただきますようお願いいたします。



【日本放送協会の取組】

令和2年度は、全国向けに再放送した地方向け放送番組を提供することに加え、令和3年3月から南関東エリア以外の地域で放送された地方向け放送番組の一部の提供を開始した。

また、「2021年度(令和3年度)インターネット活用業務実施計画」において、効率的な配信方法を検証しながら段階的に地方向け放送番組の充実を図ることとしている。

- 規制改革実施計画における貴協会のインターネット配信に係る事項について  
(日本放送協会会長あて情報流通行政局長名文書(令和2年7月29日))(抜粋)

今般、規制改革を総合的に調査審議する内閣総理大臣の諮問機関である「規制改革推進会議」の答申に基づき、「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)が定められました。同計画では、貴協会のインターネット配信に関して、下記の事項が盛り込まれておりますので、今後、貴協会において検討いただくようお願いいたします。(略)

なお、同計画には、貴協会がインターネット配信を行うに当たり、地方向け放送番組を積極的に配信すべき旨も盛り込まれておりますが、この点については、既に貴協会に送付しました令和2年6月30日付け文書「公共放送の在り方に関する検討分科会のとりまとめについて」により言及されている事項でありますので、当該文書も踏まえ検討を進めていただきますようお願いいたします。



【日本放送協会の取組】

「2021年度(令和3年度)インターネット活用業務実施計画」において、

- 「NHKアーカイブスのウェブサイトを通じて、NHKが保存しているニュースや番組等の映像・音声記録のうち、特に社会的意義が高い放送番組等を提供」、
- 「学校放送番組、通信制高校向け番組、語学番組など、教育番組のウェブサイト、アプリケーションでは、放送番組とその理解増進情報を体系的に提供」、
- 「特にウィズコロナ、アフターコロナの時代、学校だけでなく家庭学習でも役立てられるコンテンツを提供」する旨を公表した。

# 規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定) を受けた検討状況について (13abc)

事項名 ローカル局の経営基盤強化とNHKによる協力の在り方

- a 放送業界全体のネット進出を後押しする観点から、民放ローカル局のネット進出を円滑化するため、民放ローカル局のインターネット配信基盤を含む要望を把握し、NHKに対し、必要な協力を促す。
- b 関係者からの具体的な要望を把握し、ローカル局の経営基盤の在り方について、放送事業者の経営の自由度を高める規制・制度改革を資本に関する取扱いを含め、幅広く検討する。
- c 関係者からの具体的な要望を把握し、ローカル局の収益力向上及びコスト削減を促す取組が強化されるよう、既存の放送業務に関わる設備の共用化を更に進めるために必要な方策を検討する。

○ 規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)を受けて、地上テレビジョン放送事業者に対して、以下内容に関するアンケートを実施。

- ・経営基盤強化に係る規制・制度改革の具体的な要望
- ・既存の放送業務に関わる設備の共用化に係る具体的な要望 など

対象:地上テレビジョン放送事業者127社

実施期間:令和2年9月23日～10月30日(提出:108社)

## 1. 経営基盤強化に係る規制・制度改革の具体的な要望(主な回答・意見)

### 財政支援

- 設備の更改・維持管理費用への支援
- コンテンツ海外展開に係る支援

### 著作権処理関係

- インターネット配信に伴う権利処理の簡素化
- 権利処理費用の減額措置

### マスメディア集中排除原則

- ローカル局の経営に係る選択肢を拡大するため、マスメディア集中排除原則の緩和を要望
- マスメディア集中排除原則を緩和することには慎重な議論が必要

### その他(幅広い議論の要望等)

- 経営状況、地域事情や事業規模の実情を踏まえた要望の汲み上げ

## 2. 既存の放送業務に関わる設備の共用化に係る具体的な要望(主な回答・意見)

### 財政支援

- 緊急時や災害時に対応するための設備に対する支援
- 先行・実験事例に対する予算措置

### NHKに対する要望

- NHKと共用化しているミニサテ局(極微小電力テレビジョン放送局)や中継局に係る維持管理、設備更新の負担や対象地域住民との調整については、NHK側が行うよう要望
- NHKが開発した最先端技術(リアルタイム字幕生成装置の音声認識システム等)の提供

### 他事業者との共用化等

- ローカル局で共有可能なCDN(content delivery network:ウェブコンテンツをインターネット経由で配信するために最適化されたネットワーク)等の配信基盤構築

### その他(幅広い議論の要望等)

- 今後の制度設計に当たり、事業者側との十分な協議の要望
- 設備共用化の検討について、総務省、NHK及び民放等による協議体制の構築

- 日本放送協会令和3年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見（令和3年2月2日）（抜粋）

（略）また、特に下記の点について配慮すべきである。

- 3 4K放送の飛躍的拡大、8K技術の多様な分野での利活用及びインターネット活用業務に関する関係者間連携等

インターネット活用業務に係る民間放送事業者との連携・協力については、放送法上の努力義務であることを十分に踏まえ、民間放送事業者の求めに応じ、その取組の具体化を図ること。

## 公共放送と受信料制度の在り方に関するとりまとめ（令和3年1月18日）（抜粋）

### 第5章 NHKと民間放送事業者との連携

#### （3）今後の方向性

国民が多様な放送番組を視聴できる環境を維持するため、ネットワークの維持・管理等に関する民間放送事業者との協力の努力義務を導入し、二元体制の下でNHKと民間放送事業者における連携を促進することが適当である。また、NHKと民間放送事業者との連携の具体化を促すため、適切な協議の場を設けることが望ましい。

## 放送法の一部を改正する法律案（第204回国会に提出（令和3年2月26日）） （民放の責務遂行に対するNHKの協力に係る改正事項の概要）

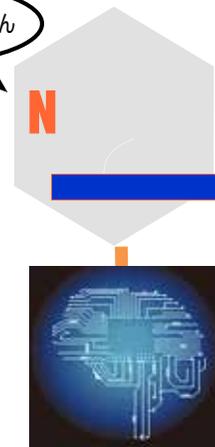
字幕放送・解説放送や難視聴解消に関し、NHKが民放に協力するよう努めることを規定。

- 民放には字幕放送・解説放送や難視聴解消に取り組む責務あり（放送法上の努力義務）
- 民放は厳しい事業環境（広告収入の頭打ち）に直面しているところ、資金力に乏しい者は、それらの責務を十分に遂行できなくなるおそれ



NHKが民放の責務遂行に対して協力  
【協力の具体例】  
字幕放送・解説放送の技術・ノウハウの提供  
難視聴解消のための放送インフラの共同利用

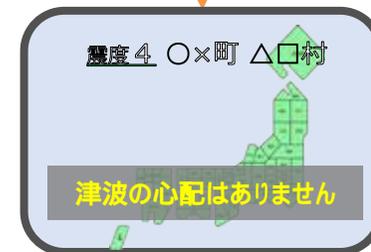
津波の心配はありません



#### 条文案

#### 第二十条（略）

- 6 協会は、第一項第一号又は第二号の業務を行うに当たっては、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、他の放送事業者が第四条第二項の責務にのっとり講ずる措置並びに他の特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者（電波法の規定により衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者を除く。）が第九十二条の責務にのっとり講ずる措置の円滑な実施に必要な協力をするよう努めなければならない。

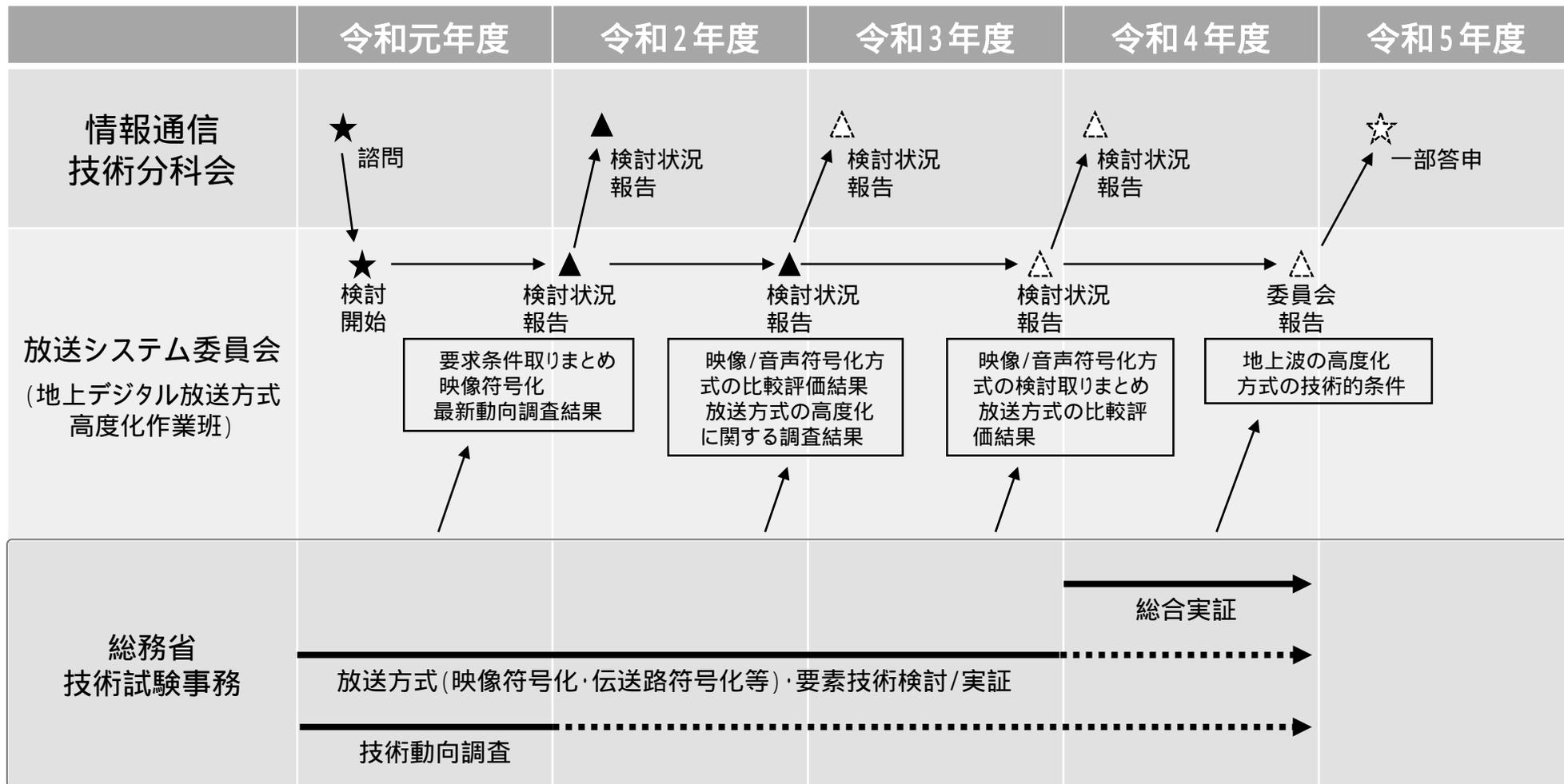


音声認識技術を活用した  
生放送番組の自動字幕制作

# 規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定) を受けた検討状況について (No.16ab)

事項名 放送のユニバーサルサービスの在り方

- a 地上波4K放送を含めた地上波の高度化方式に関して、今後の技術的検討のスケジュールを明らかにする。
- b 今後、ブロードバンドのユニバーサルサービス化の検討も踏まえ、放送ネットワークをブロードバンドにより代替する場合のコストベネフィットの比較考量を行うことを含め、検討を行う。



令和3年3月25日

情報通信審議会 情報通信技術分科会 放送システム委員会（第74回）において取りまとめ

規制改革実施計画を踏まえ、放送ネットワークをブロードバンドにより代替する場合の技術的可能性やコストベネフィットの比較考量を調査し、将来的な地上放送インフラのあり方を検討する。【令和3年度当初予算：1.0億円】

## 1. 技術的可能性の検証

【ブロードバンドによる代替放送の技術的課題】

- 回線容量の逼迫
- サーバ飽和による輻輳・遅延の発生
- 災害等により視聴者数が激増した場合でも対応可能か

### 5G（実証実験）

- 災害時等を含め安定した放送品質の確保  
従来のベストエフォート型インターネット網で実現可能か、帯域保証型ネットワークの導入が必要かを検証
- 輻輳・遅延の軽減  
従来のクラウドコンピューティング技術で問題ないか、エッジコンピューティング技術（分散処理）の導入が必要かを検証
- 一斉配信に最適な通信方式  
視聴者数や通信容量等の条件に応じた、ユニキャスト（大人数への一斉配信には不向き）とマルチキャストの比較

### 光ファイバー（シミュレーション）

- 光ファイバインフラの敷設・補強の必要性の有無
- 災害等により視聴者数が一時的に激増した場合でも放送番組を確実に伝送可能かを検証

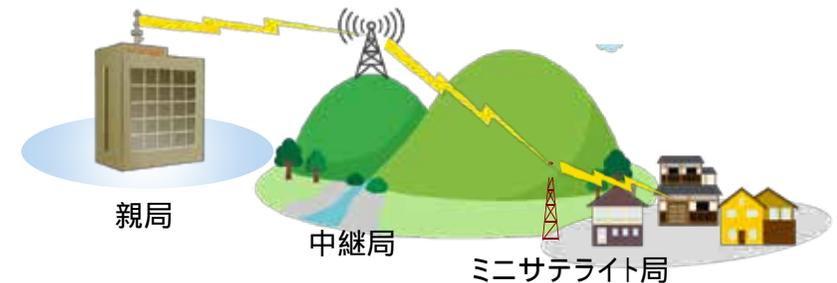
## 2. コストベネフィットの比較考量

- 通信キャリアへのヒアリング等により、追加コスト（設備費用、インフラ利用料等）の検討
- 放送事業者・電気通信事業者・視聴者のコストベネフィットをモデル化・評価

## 3. 将来の地上放送インフラのあり方に関する検討

- 放送事業者が活用可能な将来的なネットワークのあり方に係る選択肢を提示
- ブロードバンドによる代替放送に求められる技術基準の検討

放送ネットワーク図（イメージ図）



(参考)

No	事項名	規制改革の内容	実施時期	検討状況
12	放送事業者によるインターネット配信の推進	<p>a NHKによるインターネット常時同時配信等について、地域情報の発信の重要性に鑑み、地方向け番組の提供の計画を具体化する等、現行の全国配信の枠組みのもと、地方向け放送番組の配信を積極的に行うよう、NHKに対して促す。</p> <p>b NHKが保有する映像資産について、無料配信される番組数及び有料配信される番組数や配信対象の選定基準や考え方を明確化し公表することに加え、無料配信される番組を充実させる取組を、NHKに対して促す。</p> <p>c 新型コロナウイルス感染症への対応として、教育機会の確保に資する取組として、例えば、NHKが新たに著作権処理を必要としない映像資産について「NHK for school」へのコンテンツのダウンロード機能を追加する等のニーズを踏まえた提供に向けた取組の実施や、観光等の経済回復に資する映像素材の積極的な充実を、NHKに対して促す。</p>	令和2年度措置	<p>(aについて)</p> <p>「放送を巡る諸課題に関する検討会 公共放送の在り方に関する検討分科会」において、令和2年6月に「三位一体改革推進のためNHKにおいて取組が期待される事項」がとりまとめられた。当該とりまとめには、NHKによるインターネットを通じた地方向け放送番組の提供について、「令和3年度以降の拠点放送局における設備整備の計画、サービスの内容、実施時期等を中期経営計画において具体化することが期待される」旨が盛り込まれた。総務省から日本放送協会に対し、上記取りまとめを踏まえ検討するよう求めた。日本放送協会は、令和2年度は、全国向けに再放送した地方向け放送番組を提供することに加え、令和3年3月から南関東エリア以外の地域で放送された地方向け放送番組の一部の提供を開始した。また、「2021年度（令和3年度）インターネット活用業務実施計画」において、効率的な配信方法を検証しながら段階的に地方向け放送番組の充実を図ることとしている。</p> <p>(b、cについて)</p> <p>総務省は、日本放送協会に対して、「規制改革実施計画における日本放送協会のインターネット配信に係る事項」について、検討を進めるよう依頼。その結果、日本放送協会は「2021年度（令和3年度）インターネット活用業務実施計画」において、「NHKアーカイブスのウェブサイトを通じて、NHKが保存しているニュースや番組等の映像・音声記録のうち、特に社会的意義が高い放送番組等を提供」、「学校放送番組、通信制高校向け番組、語学番組など、教育番組のウェブサイト、アプリケーションでは、放送番組とその理解増進情報を体系的に提供」、「特にウィズコロナ、アフターコロナの時代、学校だけでなく家庭学習でも役立てられるコンテンツを提供」する旨を公表した。</p>

No	事項名	規制改革の内容	実施時期	検討状況
13	ローカル局の経営基盤強化とNHKによる協力の在り方	<p>a 放送業界全体のネット進出を後押しする観点から、民放ローカル局のネット進出を円滑化するため、民放ローカル局のインターネット配信基盤を含む要望を把握し、NHKに対し、必要な協力を促す。</p> <p>b 関係者からの具体的な要望を把握し、ローカル局の経営基盤の在り方について、放送事業者の経営の自由度を高める規制・制度改革を資本に関する取扱いを含め、幅広く検討する。</p> <p>c 関係者からの具体的な要望を把握し、ローカル局の収益力向上及びコスト削減を促す取組が強化されるよう、既存の放送業務に関わる設備の共用化を更に進めるために必要な方策を検討する。</p>	<p>a：令和2年度措置 b,c：令和2年度検討開始、早期に結論</p>	<p>(aについて) 総務省は、民放ローカル局のインターネット配信基盤を含む要望について、各事業者に対するアンケートを実施し、要望を踏まえ、「日本放送協会令和3年度収支予算、事業計画及び資金計画」に付する総務大臣意見として、インターネット活用業務に係る民間放送事業者等との連携・協力について、「放送法上の努力義務であることを十分に踏まえ、民間放送事業者の求めに応じ、その取組の具体化を図る」よう求めた。</p> <p>(bについて) 総務省は、民放ローカル局の経営基盤強化に係る規制・制度改革の具体的な要望について、各事業者に対するアンケートを実施し、とりまとめ中。</p> <p>(cについて) 総務省は、既存の放送業務に関わる設備の共用化に係る具体的な要望について、各事業者に対するアンケートを実施するとともに、また、「放送を巡る諸課題に関する検討会 公共放送の在り方に関する検討分科会」で提言された「公共放送と受信料制度の在り方に関するとりまとめ」において、「ネットワークの維持・管理等に関する民間放送事業者との協力の努力義務の導入」が盛り込まれた。これらを踏まえ、民間放送事業者等の責務遂行に対するNHKの協力に係る努力義務規定を整備する等の措置を講ずるための「放送法の一部を改正する法律案」を第204回通常国会に提出した。</p>

No	事項名	規制改革の内容	実施時期	検討状況
16	放送のユニバーサルサービスの在り方	a 地上波4K放送を含めた地上波の高度化方式に関して、今後の技術的検討のスケジュールを明らかにする。 b 今後、ブロードバンドのユニバーサルサービス化の検討も踏まえ、放送ネットワークをブロードバンドにより代替する場合のコストベネフィットの比較考量を行うことを含め、検討を行う。	a: 令和2年度措置 b: 令和2年度検討開始、早期に結論	(aについて) 「情報通信審議会 情報通信技術分科会 放送システム委員会」において、令和3年3月に「地上放送の高度化に関する技術検討スケジュール」を取りまとめた。 (bについて) ブロードバンド等を用いて地上デジタル放送の代替伝送を実現した場合における、利用者やサービス提供者が受けるコストベネフィットの比較考量を行うための調査研究費(1億円)について、令和3年度予算で措置済。